

薬生食輸発0708第2号
令和元年7月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産かんきつ類の取扱いについて

今般、検疫所のモニタリング検査において、オーストラリア産生鮮かんきつ類（CLEMENTINE MANDARIN）から基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

1. VITOR MARKETING PTY LTD において包装され、輸出されたオーストラリア産かんきつ類（クレメンタインと称されるものに限る。）について、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以後、継続的に輸入される場合にあつては、定期的な自主検査を指導すること。
2. その他の場合にあつては、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号（最終改正：令和元年6月28日付け薬生食輸発0628第1号）に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。